

I 各教科等を合わせた指導の基本的事項

知的障害の児童・生徒の教育と

「各教科等を合わせた指導」

法的根拠

【学校教育法施行規則第130条第2項】

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要のあるときは、各教科、道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について、**合わせて授業を行うことができる。**

知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、**児童・生徒の学習上の特性**を踏まえ、各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」などとして実践されてきており、「領域・教科を合わせた指導」（各教科等を合わせた指導）と呼ばれています。

ただし、この場合、中学部及び高等部の「総合的な学習の時間」は、合わせるできないことに留意する必要があります。



【知的障害の児童・生徒の学習特性】

学習指導要領解説（平成21年6月）では、知的障害の児童・生徒の学習上の特性について、「学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功体験が少ないことなどにより、**主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないこと**、などが挙げられる」と述べられています。

■ 「各教科を合わせた指導」では、

- (1) **実際の・具体的な内容の指導によって、**
- (2) **成功体験を豊富にし、**
- (3) **主体的に活動に取り組む意欲を育てることが重要になります。**



これは、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」、「社会性の学習」の全てに共通する **基本的な考え方** です。

学習指導要領における「各教科等を合わせた指導」

- ◆ 平成 21 年 3 月に告示された現行の学習指導要領では、従来は解説書において述べられていた「各教科等を合わせた指導」に関する事項が総則に位置付けられました。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】

第 1 章 総則

第 2 節 教育課程の編成

第 2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 7 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科（小学部においては各教科の各段階、以下この項において同じ。）に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。



総則に位置付けられたということは、知的障害の児童・生徒に対する教育における「各教科等を合わせた指導」の重要性を示唆するものであると理解する必要があります。

- ◆ 知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、「各教科等を合わせた指導」に対して、「教科別の指導」、「領域別の指導」があります。教育内容の分類と指導の形態との関係を図示すると、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の「教育課程の構造」は、次ページのようにになります。

コラム

「各教科等を合わせた指導」と知的障害教育

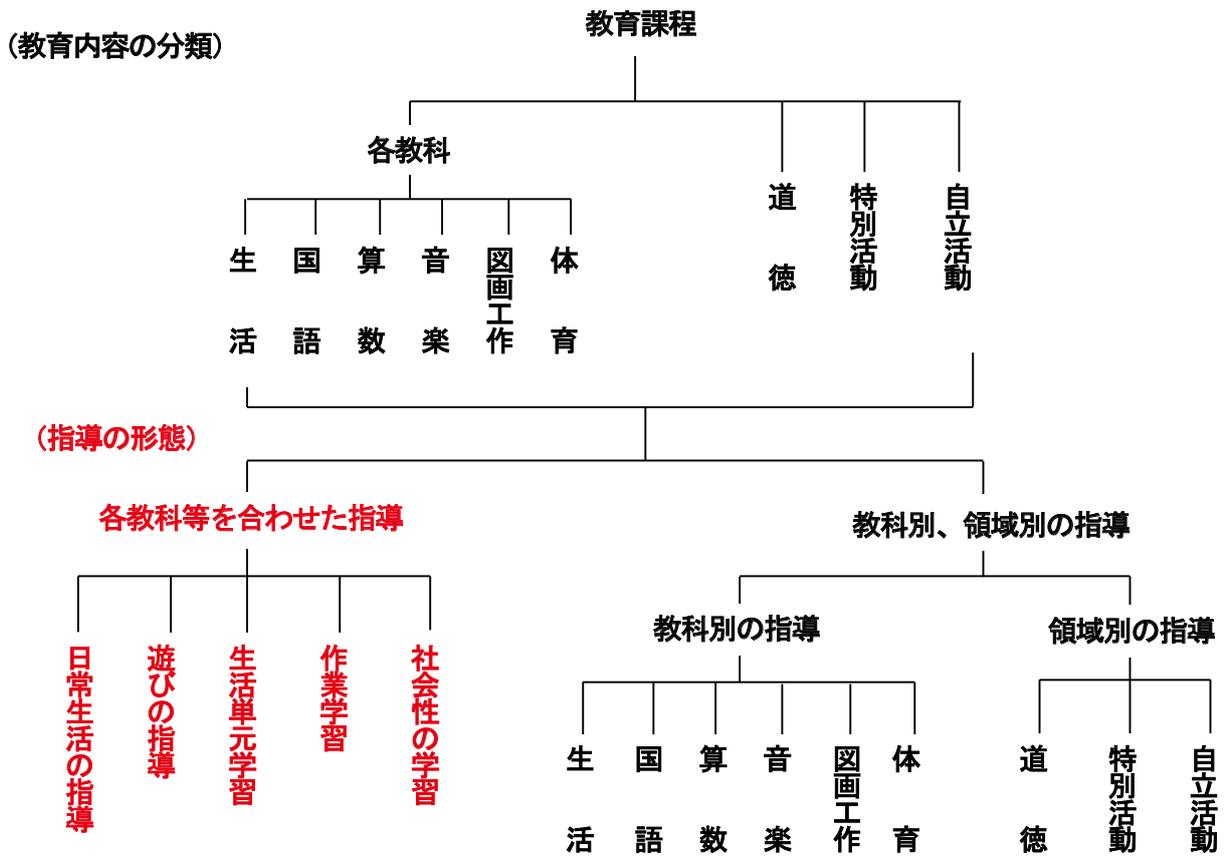
■ 生活単元学習の原型（「バザー単元」）

戦後の我が国の精神薄弱教育（現在の知的障害教育）においては、教科中心の学習と生活中心の学習とを対立させた議論が繰り返されてきました。戦後当初の知的障害教育は、一般の教育方法を安易に適用する傾向がありましたが、間もなく「生活に即した教育を目指す」という独自性豊かな方法が急速に具体化されていきました。

昭和 20 年代後半に至り、それまで試行的に試みられていた方法が次第に組織化されるようになり、**都立青島中学校（現在の青島特別支援学校）で展開された「バザー単元」（昭和 26 年）は、現在の生活単元学習の原型として語り継がれています。**この単元は、数か月の長期に及ぶもので、学校におけるその間の学習活動の多くは、「バザーを成功させよう」という全ての生徒と教員が共有できる共通の課題（目標）を成就するために行われました。

昭和 30 年代の前半において、「生活中心の教育」という考え方が広まり、現在の知的障害教育の基本が形づくられました。生活単元学習も、「バザー単元」に代表される一つの原型が出来上がったのです。

教育課程の構造(小学部)



* 「社会性の学習」は、都立特別支援学校（知的障害）小学部・中学部の「自閉症の教育課程」のみで実施。



◆ 知的障害である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程は、いわゆる「二重構造」であることを、しっかりと理解する必要があります。

■ 教育課程を「二重構造」で示しているということは、知的障害の児童・生徒を対象とした教育においては、「各教科等を合わせた指導」に高い教育効果が期待され、その位置付けが大きいことを表すものです。

したがって、

「各教科等を合わせた指導」の充実＝知的障害教育の専門性

と言っても過言ではありません。

■ 知的障害教育の専門性を支える「各教科等を合わせた指導」の充実により、児童・生徒の意欲的・主体的な学校生活を実現する必要があります。